

政令第 地方連絡協議会令

第三内閣は、外務省設置法（昭和二十四年法律第 号）第十九條

第一條（所掌事務）一、この政令を制定する。

第一條（調整事務）一、以下「協議会」という。一は、各連絡

第二條（組織）一、協議会は、連絡調整事務局長及び委員三十人以内で組織

第三條 委員は、関係機関の職員のうちから、外務大臣が任命す

第二條 委員は、非常勤とする。

第四條 連絡調整事務局長は、会長として会務を総理する。

第五條（その職務）一、その職務を代理するときは、あらかじめ会長

の指名する委員が、

幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

幹事は、非常勤とする。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

裏面白紙

第六條（庶務）  
協議会の庶務は、連絡調整事務局において処理する。  
第七條（雑則）  
前各條に定めるものを除く外、議事の手続その他協議会  
に關し必要な事項は、会長が定める。  
この附則は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理由

外務省設置法第十九條第三項の規定に基き、地方連絡協議会の  
所掌事務、組織及び運営の方法を定める必要があるからである。

裏面白紙